

アマルガム、水銀の取り扱いに関する注意事項（一般臨床医向け）

特定非営利活動法人
日本歯科保存学会
アマルガム使用に関する検討委員会

1. 水銀は丈夫で密封可能な容器に入れ、冷暗所にて厳重に保管する。
2. 水銀を取り扱う際は、万一こぼしても回収できるようにバットの上で行なう。
3. こぼした水銀は直ちに回収し、その際はスポットなど吸引器を利用する。
4. アマルガムの練和にはカプセルを利用する。
5. 練和後のアマルガムには直接手を触れない。
6. 余剰のアマルガム練和屑は水を張った容器に入れ、蓋をして冷暗所に保管する。
7. アマルガムのすべての操作は換気の良い部屋で行なう。
8. アマルガムを取り扱う部屋にはカーペットを敷かない。
9. 水銀を含有する溶液（薬剤、薬液）は使用しない。
10. 水銀はもちろん、アマルガムを加熱しない。
11. アマルガムの研磨は水のスプレー下で行ない、バキュームにより吸引する。
12. 超音波充填器（超音波振動を利用した充填器）は使用しない。
13. 診療に従事する職員は、体内への水銀の汚染がないか定期検診を受けることが望ましい。
14. アマルガムや水銀を取り扱う部屋は定期的に水銀蒸気濃度の測定を行うことが好ましい。
15. 水銀を扱う歯科医師、診療室スタッフに対して水銀蒸気の潜在的な危険性を周知し、正しい取り扱いを教育する。
16. アマルガムは不必要に除去することはない。また除去の際にタービンなどで削って除去するとアマルガム中の水銀が熱によって蒸気化し、かえって水銀汚染のリスクを高める。とくに妊娠中、妊娠の可能性のある女性では胎児へのリスクも考慮し、不要な除去は控える。
17. アマルガムを除去する場合やアマルガムを削る場合、ラバーダムを装着し、注水下で行ない、かつバキュームにて切削片（屑）を吸引する。
18. アマルガムの除去が必要であるなら、可能な限りアマルガムを切削すること

なく、手用器具で一塊にして取り出すようとする。周囲歯質の一部削除も、必要であればやむを得ない。

19. 歯科用ユニットに「アマルガムセパレーター」を設置し、アマルガム除去を行なう際にはこれを利用するのがもっとも好ましいが、その他簡易型のアマルガム用フィルターなどの収集装置を利用することが望ましい。
20. 除去した（填塞して余剰となったものも含め）アマルガム屑、粉は必ずすべてを回収し、6に記したように厳重に保管して専門の回収業者に回収を依頼する。
21. アマルガム填塞の際に生じる残屑や除去時の切削片（粉）は、下水道および土壤に直接排出（廃棄）してはいけない。下水道法、水質汚濁防止法によって厳格に規制されている。（参考：下水排水の水銀濃度は 0.0005mg/l 未満、下水道施行法令）

付) 本注意事項は米国歯科医師会のアマルガムの取り扱いのガイドラインを参考にして作成した。